



鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(東郷池北エリア)の
委託業務に関する事業計画書
令和5年10月16日



東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ



本提案書類は、指定管理者選定要項に基づき令和5年10月時点で計画されたものであります。今後、鳥取県の施策や社会情勢の変化を踏まえ、県と綿密に協議し、提案内容を適宜見直しながら、年度の事業計画を立案いたします。

目 次

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 指定管理者を希望する理由	1
ア 東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズについて	2
イ 第4期指定管理期間の成果	3
(2) 管理運営の基本的な考え方	5
ア 公平・公正な利用の確保・法令の遵守	6
イ 安心・安全な利用確保のための管理	6
ウ 県・関係団体との連携	6
エ 「使いやすい」スポーツ・レクリエーション施設へ	7
オ 公園を活用した様々な「体験」の提供	7
カ 「公園」としての魅力向上の継続	8
キ 地域と共につくる公園運営	8
ク 省資源・省エネルギー等環境に配慮した管理	9
ケ 積極的な情報発信	9
コ 収入確保と効果的な支出	9

2 管理の基準

(1) 有料公園施設の考え方と設定内容	10
ア 考え方	10
イ 設定内容	10
(2) 開園時間の考え方と実施内容	10
ア 考え方	10
イ 設定内容	10
(3) 休園日の考え方と設定内容	11
ア 考え方	11
イ 設定内容	11
(4) 受付・案内、利用許可業務	11
ア 考え方と実施内容	11
イ 利用者の苦情等の未然防止と対処方法	13
(4) 利用料金	14
ア 利用料金の考え方	14
イ 利用料金の設定内容	14
ウ 利用料金の徴収等	15
(5) 利用料金の減免	16
ア 減免の考え方	16
イ 減免の内容	16
(6) 個人情報の保護への対応	17
ア 漏洩防止対策	17
イ 運営上入手する個人情報の取り扱い	18
ウ 入手した個人情報の適正管理	18
エ パソコン等情報端末の管理	18
(7) 情報公開への対応	18

3 施設の管理・運営

(1) 地区別の管理運営の方針	19
ア 藤津地区	19
イ 浅津地区	26
ウ 南谷地区	29
(2) 施設設備の維持管理業務の考え方と業務の実施内容	32
ア 業務実施の考え方	32
イ 業務の実施内容	32
別表 清掃頻度表	40
⑫臨海公園内の植樹樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務	41
⑬臨海公園内の施設設備を正常に保持し適正な利用に供するための業務	52
(3) 外部委託の発注予定	53
ア 外部委託の考え方	53
イ 外部委託の業務内容	53
ウ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定	53
(4) 地域の方々が公園の美化・管理に参加できる仕組みづくり	54
ア 除草・植栽ボランティアの募集	54
イ 臨海公園アダプトの募集	54
ウ 樹木管理作業の体験・研修の受け入れ	54
4 利用促進・サービス向上		
(1) 体験学習会等の実施	55
ア 体験学習会実施の考え方	55
イ 体験学習会の実施内容	55
(2) 利用促進に向けた取り組み	59
ア 多彩なウォーキングイベントで地域活性	62
イ レイクアクティビティの推進	63
ウ 芝生でアクティビティ	65
エ ドッグランの運営	66
オ スケートボードの普及	67
カ 団体・教育向けプランの提供	69
キ 地域に賑わいをつくる	71
ク ジュニア向けスポーツ体験会の実施	71
ケ 季節感の演出	71
コ 鳥取県民の日無料開放	71
サ 研修室の活用	72
シ スポーツセンターロビーの活用	72
ス 案内サイン等の充実	72
(3) 情報発信の取り組み	73
ア 情報発信の考え方	74
イ 情報発信の内容	74
ウ 営業活動	75

(4) 新規施設及び設備設置	76
(5) 自動販売機の設置等の考え方と設置内容	
ア 設置の考え方	77
イ 設置の内容	77
(6) 物品の販売等	77
(7) 利用者等の要望の把握及び対応方針	
ア 利用者ニーズの把握	78
イ 運営への反映	78
5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等	
(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止(防災)対策	
ア 災害・事故などの防止対策	79
イ 体育施設利用時の事故防止対策	80
ウ 大規模災害等発生時における県立施設の役割の遂行	81
エ その他	81
(2) 緊急時の体制・対応	
ア 火災時の対応	82
イ 地震発生時の対応	83
ウ 台風等風水害の恐れのある場合の対応	84
エ 事故発生時の対応	84
オ 不審者等事案発生時の対応	85
カ 不審物事案発生時の対応	85
キ 感染症蔓延時の対応	85
ク 差別落書きへの対応	85
(3) 事故が発生した場合の報告及び公表	85
(4) 保険の加入の考え方と加入内容	
ア 保険加入の考え方	86
イ 保険の加入内容	86
6 管理経費	
(1) 管理経費の効率化の考え方と収支計画	87
(2) 県委託料の額	87
7 組織及び職員の配置等	
(1) 管理運営の組織	
ア 基本的な考え方	88
イ 運営体制	88
(2) 職員の配置	89
(3) 職員の職種等	89
(4) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針	92
(5) 日常の配置	92

(5) 人材育成	93
ア 日常業務における取組み	93
イ 研修等における取組み	93
ウ 観光・教育等人材の育成	95
(6) 各種団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項	95
(7) 障がい者又は高齢者の雇用計画	95
8 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況		
(1) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況	96
9 法人等の社会的責任の遂行状況		
(1) 障がい者雇用	97
(2) 男女雇用参画の推進	97
(3) ISO14001 鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS) I 種 又はII種規格認証等	97
(4) あいサポート企業等の認証	97
(5) 鳥取県家庭教育推進協力企業としての協定締結	97
(6) SDGsの取り組み	97
10 その他の計画等		
(1) 管理業務の移行計画	98
(2) 他の管理施設の実績	98

1 管理運営の基本的な考え方

1) 指定管理者を希望する理由

一般財団法人鳥取県観光事業団は、昭和 54 年の開園以来、東郷湖羽合臨海公園の管理を担ってきました。平成 18 年より指定管理者制度に移行してからは、一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体として、鳥取県観光事業団の県立施設・観光施設の運営経験と、株式会社チュウブの緑地公園管理の能力を活かして、公園内の多様な施設の運営・メンテナンス、公園植栽の管理、公園施設を活用したスポーツ・レクリエーションの場の提供、新たな公園の魅力づくりに取り組んでまいりました。

しかし約 50 年という月日によって、社会環境の変化や公園施設の老朽化、価値観の多様化、人口減少、急速な技術革新など様々な変化が生じ、従来のやり方のままではスムーズな管理運営を続けづらい状況であることも事実です。

この度、「東郷湖羽合臨海公園パークビジョン」が策定され、今後の 10 年間を見据えた「公園が目指すべき姿」等が定められ、公園の管理の枠組みも変更されました。従来の設置目的に沿った管理運営に加え、施設の老朽化、自然環境、及び社会情勢や価値観の変化など向き合うべき課題への対応、各エリアの特色を活かした地域活性に向けた取組が求められるものと理解しております。

私たちは、今までの管理運営の実績で培ってきた経験と専門性を活かしながら、指定管理者として「東郷湖羽合臨海公園パークビジョン」の示す方向性に沿って、利用環境及び利用者満足度の向上、東郷池周辺地域の活性化に寄与していくことを目指し、引き続き本公園の管理運営を受託し、東郷湖羽合臨海公園を新たなステージに進めるチャレンジをさせていただきたいと思い第5期指定管理者を志望いたします。

ア 東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズについて

平成18年より、東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の管理・運営を担ってきました。この度の管理エリアの変更にともない、「東郷湖羽合臨海公園スマイルパートナーズ」に改称し、笑顔溢れる公園づくりに新たな気持ち取り組んで参ります。

■構成団体

一般財団法人鳥取県観光事業団

主に県立観光施設の管理運営を行い、現在は当公園を含めて8施設の運営をさせていただいております。法人の設立目的は「鳥取県の豊かな自然や、特産物、地域で育まれた固有の歴史文化等 恵まれた資源を活かし、観光客の誘致促進、観光宣伝等、観光振興を図り、もって県経済の発展、地域の活性化と県民の福祉の向上に寄与すること」です。資産は人材=人財と考え、トップダウンとボトムアップのバランスをとりながら組織運営をしています。来園者・地元をはじめとした関係各所のニーズを素早くキャッチし、スピーディーな対応を心掛けて園の魅力アップを行い、地域の活性化に寄与したいと考えています。

株式会社チュウブ

1963年に芝生生産販売を目的とする任意組合として誕生し、以来、芝生生産販売の「ターフ事業」を中心に関開する他、「建設事業」、「ゴルフ事業」、「指定管理者事業」など多岐にわたり事業分野を展開しています。「人、自然、環境」をテーマに掲げ、「緑の力で日本を元気にする。」をコーポレートスローガンに業務に邁進しています。「緑」に係る事業を中心として活動を行い、事業を通じて私たちをとりまくすべての人に感謝を忘れず社会的責任を果たし、さらに地域社会に対する貢献を実践していきたいと考えています。

イ 第四期指定管理期間の成果

コロナ禍のなかでの運営

令和2年から始まったコロナ禍で、社会全体に行動制限がかかり、特にスポーツ施設は、人数制限などの厳しい対策が求められました。しっかりと感染対策を実施したことでも、今まで施設内でのクラスターを起こすことなく、運営することができます。

施設利用者はコロナ禍前の60%まで落ち込みましたが、その後緩やかに回復してきています。令和5年度は前年比10%増(有料利用は30%増)で推移しており、回復傾向が強まってきています。

入園者数推移（現管理区域）



ドッグランの新設

県立施設としては初のドッグランを新設しました。約2,000組の利用があり、飼い主と犬の交流の場として楽しんでいただいています。

飼い主と犬のコミュニケーションの向上を図るドッグスクールも開催し、好評をいただいている。



バタフライガーデンの新設

浅津公園内アジサイ園を再整備して、蝶が好む花を中心としたナチュラルガーデンを造成しました。年を追うごとに株が充実してきており、季節の花を楽しみ、蝶の舞う姿もあわせて見ることができます。蝶の観察会を行うなど公園の新たな楽しみ方を提供できるスポットとなっています。



公園充実に向けた整備

春の花のスポットとして定着している長和田地区の芝桜の植栽範囲の拡大を行い、見どころのさらなる充実を行いました。

また、あやめ池公園の藤棚周辺のかさ上げ整備、看板の更新、休憩所の屋根の取付など、公園の充実につながる整備を自主事業で行いました。



【看板更新】



【藤棚嵩上げ】



【芝桜5,000株拡大】

各種教室・イベントの実施

コロナ禍の中、満足にイベント実施ができない状況が続きましたが、制限の緩和に合わせて感染対策をしながら実施してきました。教室はスポーツ教室やシニア教室など、4年間で合計1,000回以上実施し、延べ1万人以上の参加をいただきました。イベントではあやめ池公園でのイルミネーションの実施や、ウォーキング大会をはじめ、海岸清掃とウォーキングを合わせた「SDGsクリーンウォーク」や、スケートボードやブレイクダンスの合同イベント「秋フェス」など新しいイベントの実施もしました。



【あやめ池イルミネーション】



【SDGsクリーンウォーク】



【秋フェス】

地域と連携した事業の実施・協力（一例）

東郷池メダカの会の活動

東郷池メダカの会事務局として東郷池とその周辺の生態系を学びながら、豊かな自然環境を保全する活動を後押ししました。



東郷池を守り育てるアダプトプログラムへの参加

湯梨浜町の進めるアダプトプログラムに継続して参加し、東郷湖岸の除草・清掃作業を年5回実施し、東郷池の環境保全活動に貢献しました。

東郷池でのイベントへの参画・協力

湯梨浜天女ウォークやガストロノミーには実行委員として参画、その他東郷池で実施されるイベントには、会場協力、おもてなしの提供などで協力し、地域の賑わいづくりに貢献しました。



園児たちと一緒に遊具の色塗り作業

地元のこども園の園児たちと一緒にきりん公園の動物遊具の色塗り作業をして、公園に愛着を深めてもらう取り組みを実施しました。



2) 管理運営の基本的な考え方

「東郷湖羽合臨海公園パークビジョン」において、公園の目指す姿として「東郷池・日本海の豊かな自然と雄大な景観に恵まれた憩い・遊び・巡りとなる公園」とテーマが掲げられています。また東郷池北エリアについては、エリアの特色として「陸水上スポーツ・アクティビティ・健康づくりの拠点」として位置づけられました。

パークビジョンの構想をふまえて、私たちは第5期指定管理期間、本エリアにおいて、下記の5つのキーワードをもとにした公園を目指して、積極的な管理運営を行っていきます。

憩いの場の提供

季節の花々、美しい景観、緑のなかでリラックスする憩い・潤いの時間をもたらす安心で快適な空間づくりに努めます。

活力を生む公園づくり

スポーツ、レジャー、レクリエーションに、アクティブに動き生活に張りを与える機会を、公園の利用をおして提供します。

地域の魅力に触れる場

東郷池とその周辺の自然、風光明媚な景観、そこに住む人々の営み、文化・・・。

鳥取県の財産であるこの地域の魅力に触れて、知って、好きになる場を提供します。

出会いの舞台として

公園散策や、スポーツ・レジャーをおして、人と人の出会い・コミュニケーションを生み、地域の賑わいの舞台となる公園運営を目指します。

きっかけを生む公園

運動を始める、自然に興味を持つ、地域の良さを知る。人が一步を踏み出す様々なきっかけづくりを、公園運営をおして提供します。

特色ある公園施設や、地域の文化、自然など資源を活かして、上記5つの場を提供していくことで、多くの方に利用していただく

活かし活かされる公園を目指します。

ア 公平・公正な利用の確保・法令の順守

- ・県立の都市公園の管理者として、都市公園法及び鳥取県都市公園条例を理解し、利用許可業務等の適正な実施をはじめ、特定の団体や個人を優遇しない公平な利用を確保し、園の公正な運用に努めます。
- ・安全で快適な利用を安定して提供するとともに、積極的な情報発信を行い、できるだけ多くの方が本公園を利用する機会を得られるよう努めます。
- ・全職員で人権研修を実施し、人権意識の向上に取り組みます。
- ・誰もが公平に利用できる施設を目指して、バリアフリーの推進に努めます。
- ・関係法令を順守し、公正な運営を確実に遂行するほか、職員の労働環境も良好な状態を維持し、職員の労働意欲、コンプライアンス意識を高めます。

イ 安心・安全な利用確保のための管理を行います

誰もが安心して快適に利用できる環境を提供するため、適切な施設の管理、点検、修繕を行います。

- ・日常の巡視・点検、専門業者による定期点検を確実に行い、施設の安全な利用を確保するとともに、長寿命化につなぎ、危険があれば、速やかに対処します。
- ・施設の速やかな修繕に努めるとともに、大規模なものについては県と連携をとりながら改修を行うことで、施設の長寿命化を図ります。
- ・事故の未然の防止策を講じて安全な利用環境の保持に努めるほか、天災に対しては緊急時の対応マニュアルに沿って適切に対処します。
- ・本公園は災害時の緊急避難所、また島根原子力発電所災害時における避難所に指定されているほか、緊急時のヘリポートとしても運用されており、県や市町と連携して防災機能の維持管理を行い、日頃からの点検・整備を徹底します。

ウ 県・関係団体との連携

- ・鳥取県との連携を密にし、施設の設置目的達成の取組を推進します。
- ・東郷湖羽合臨海公園パークビジョンの方針を共有し、ビジョン実現の推進に協力します。
- ・周辺の市町村並びに関係団体と連携し、地域魅力の向上、賑わいの創出の取組みに積極的に関わります。
- ・各種競技団体と連携し、競技力の向上、スポーツ・レクリエーションの普及に寄与します。

エ 「使いやすい」スポーツ・レクリエーション施設へ

体育館をはじめとした複合スポーツ施設の機能を保持しながら、より快適に、利用しやすく向上させます。特に利用の多いスポーツセンターは、更衣室や休憩ロビーの改善を行い、また、トレーニング機器を一部更新して年齢・性別を問わず来館し、快適に利用し、健康づくりができる環境を整えます。

- ・毎年のように続く夏の猛暑での利用が少しでも楽になるよう、体育館の換気向上、屋外施設においては、木陰を利用した観覧スペースの確保、ミストの導入などの対策を行います。
- ・県民の健康づくりの場として活用していただけるよう、様々なプログラムの提供を行い、情報発信することで、日頃から運動に親しみ、楽しむ利用者層の拡大を図ります。公園内の各施設を利用した教室、イベント、ウォーキングイベントを充実させ、気軽にスポーツ・レクリエーションに触れる機会を提供します。
- ・各種スポーツ大会が円滑に実施できるよう、施設・備品の点検・管理を適切に行い、大会運営についても、施設管理者として企画段階から協力します。

- ・トレーニングルームの充実
- ・スポーツセンター内施設設備の改善
- ・暑さ対策
- ・ウォーキングイベントの充実
- ・ジュニア向け体験会の実施

オ 公園を活用した様々な「体験」の提供

東郷池の景観や自然、公園の特色を活かした多彩なイベント・体験メニューを提供し、情報発信することで、公園や周辺エリアへの訪問のきっかけづくりを行い、利用促進を図ります。

環境への理解を深め、SDGsの達成に向かう体験機会となる学習会、地元の自治体、団体と連携したイベントを実施し、地域の賑わいにつなげます。

【具体的な取り組み例】

- ・ウォーキングイベントの充実
NPO法人未来との提携連携。テーマウォーク、親子ウォーク多彩な開催
- ・カヌー＆サップの体験メニューの提供、カヌー教室の実施
- ・芝生のスペースを利用したアクティビティ
芝刈り体験、レクリエーション用具の貸出等
- ・ドッグランの運営
- ・スケートボード教室、イベントの開催
- ・環境体験学習メニューの開発

力 「公園」としての魅力向上の継続

私たちは平成18年に東郷湖羽合臨海公園指定管理者を受託して以来、公園の抱える課題解決、または 新規の見どころの創出につながる整備に「公園づくり事業」と称して一貫して取り組んできました。

次期から東郷池南エリアとなりましたが、長和田地区の芝桜は、段階的に増殖に取り組み範囲を広げて成長し、県中部の春の見どころスポットとして定着しています。またあやめ池公園のタマノカンザシや、スイレンも季節の見どころとして加え、フジ棚の拡大充実にも取り組みました。一方、浅津公園のドッグラン、バタフライガーデンは、公園の新たな楽しみ方を提案するものとして、第4期に整備しました。

エリア区分が変更となった東郷池北エリアの次期指定管理期間においても、変わらず積極的な姿勢で向かいますが、特に下記の点について重視して取り組みます。

①季節の花の見どころの充実

②冠水や猛暑等環境の変化に対応した植栽への変更を検討

③快適に楽しみながら園内を歩いていただくための環境整備

公園の従来の魅力である芝生や、樹木の作り出す憩いの空間をベースに、公園を利用するみなさんの日常の営み、非日常の楽しみを充実させる舞台としての魅力充実に努めます。

【具体的な取り組み例】

・「アヤメ科」植物の導入による「あやめ池公園」の充実

樹林地内散策道の整備

・湯梨浜町「花の街道づくり」に参画して花木の並木道を整備

・桜の花見スポットづくりへのチャレンジ

・スポーツセンターへの導入路の植栽充実

・園内掲示物、植物名札、案内表示の整備・充実

キ 地域と共につくる公園運営

・利用者や地元の方々が積極的に公園の管理に参加できる機会を提供し、みんなでつくる公園として、愛着を持っていただけの公園運営を行います。

・花づくり・除草ボランティアを募り、定期的に活動日を設けて、緑や土に触れ楽しみながら、公園の美化活動に参加する場を提供します。

・臨海公園版アダプトプログラムを立ち上げ、公園の利用者や、地元の方々に公園管理に参加していただく仕組みづくりを行います。

・利用者、イベント参加者へのアンケート等を実施し、公園や運営への意見を募り、施設運営の改善、魅力向上に反映させます。

ク 省資源・省エネルギー等環境に配慮した管理

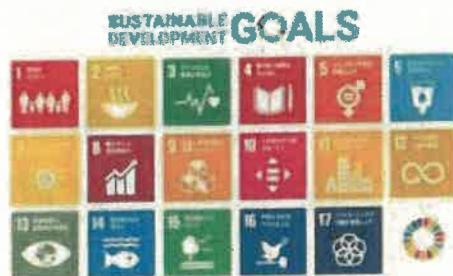
鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種の環境管理マニュアルに基づいて、常に環境に配慮した運営を行います。

事業活動による環境負荷を低減するため、省資源・省エネルギーを推進するとともに、廃棄物の減量化、グリーン購入（リサイクルや環境に配慮した物品の購入）に努めます。

公園の立地に配慮した芝・植栽管理を行うとともに、循環型社会の実現を目指して樹木剪定枝・落ち葉等のチップ・堆肥化に努めます。また、環境保全のため、薬剤の病害虫防除については発生初期の駆除及び被害の拡散防止を原則とし、使用回数・量についても必要最小限とします。

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）の実現に向けて、今後さらに取り組んで参ります。すでに2021年には「東郷湖羽合臨海公園 SDGs 宣言」を発出し、下記を重点的目標として設定しています。またこれに伴い、鳥取県とともにSDGs推進に取り組む「SDGs パートナー」として登録していただいているいます。

● 重点目標 No. 3. 5. 6. 7. 8. 12. 13. 15



ケ 利用促進につながる積極的な営業活動・情報発信

様々な取組み、公園の魅力を多くの方に周知し、利用促進につなげるため、情報発信を強化します。

- ・観光事業団、及びチュウブの持つ営業ルートを活用、周辺自治体、中部地域の観光関係団体等と連携して教育旅行や、合宿利用の誘致を進めます。
- ・イベント・教室の開催カレンダー、チラシ等の情報ツール、及びその配布ルートを整備し、近隣地域の方々への効果的な情報発信を行い利用促進につなげます。
- ・ホームページやSNSでの情報発信をはじめ、無料のパブリティを最大限に活用します。また、多くの利用者が見込まれるものには有料の広告媒体も取り入れ効果的な情報発信に努めます。
- ・施設・イベント情報だけでなく、東郷池エリアの観光・活動のトピックスを活用して発信し、エリア全体でのぎわいの創出に貢献します。

コ 収入の確保と効果的な支出

公の施設を預かる立場として、常に費用と効果のバランスを意識し、効率的、効果的な管理運営を心掛けます。

効果的な広報・営業活動により利用促進に取り組み、有料施設の利用増、主催教室及びイベントの参加者増につなげて収入の確保に努めます。

業務の効率化を進め無駄な費用の削減に努める一方、利用者の安全、利便性・快適性の向上につながるものは、適正な支出で対応します。

複数施設の管理運営によるスケールメリットを発揮し、他の管理施設との運営ノウハウ、情報、人脈の共有による効果的な運営を進めます。

2 管理の基準

(1) 有料公園施設の考え方と設定内容

ア 考え方

利用者が専用利用とすることにより利便性が確保され、利用者間の公平性を保つと考えられる施設については有料とします。

イ 設定内容

下記の施設を現行どおり有料公園施設とします。屋根のある多目的広場、南谷多目的広場については、一般利用の際は許可を要しないこととします。

- ①あやめ池スポーツセンター ②東郷湖カヌーセンター ③南谷テニスコート
④屋根のある多目的広場 ⑤南谷多目的広場

(2) 開園時間の考え方と設定内容

ア 考え方

有料施設の利用時間は職員の巡回等で利用者が快適で安全に利用できる状況を確保できる下記の時間とします。また保安上の観点から下記の一部無料施設についても利用時間を設定します。

大会の運営上必要な場合などの理由により、時間延長の要望があった場合については柔軟に対応します。

イ 設定内容

(ア) 有料施設の利用時間

施設	時期	営業時間
あやめ池スポーツセンター 東郷湖カヌーセンター 屋根のある多目的広場	通年	9:00~22:00 ※トレーニングルームは9:00 ~21:30
南谷テニスコート	4~9月	9:00~19:00
南谷多目的広場	10~3月	9:00~17:00

(イ) 利用時間を設定する無料施設

施設	時期	営業時間
はわいスケートパーク	通年	9:00~22:00
東郷湖ドッグラン	通年	9:00~12:00／13:00~日没

(3) 休園日の考え方と設定内容

ア 考え方

施設の保守点検・定期清掃等を行い、利用者の安全を確保するため、現行どおり休園日を月1回とします。7、8月は休園日なしとしていましたが、他の月と同様に休園日を設けます。ただし合宿、大会等で必要な場合などの理由により、利用の要望がある場合は、施設管理・保安上の問題がない限り柔軟に対応します。

イ 設定内容

毎月第3火曜日（祝祭日の場合はその直後の休日でない日）
及び12月29日～1月3日

(4) 受付・案内、利用許可業務

ア 考え方と実施内容

①受付案内業務

開園時間中は、あやめ池スポーツセンター及び屋根のある多目的広場に常時1名職員を配置し、利用受付、用品の貸出、利用の案内・相談、予約受付等の対応を行います。接客の際は以下の点を重視して対応します。

- ・全職員が公園の「顔」であることを自覚し、責任ある誠実な対応をします。
- ・利用者に積極的な挨拶、声掛けを行います。
- ・問合せ等に対し、親切・丁寧な応対を心掛けます。
- ・明るい声で丁寧な電話応対をします。

公園内の情報を全職員で共有するため、日々の朝礼・終礼において最新の状況把握を徹底するとともに、月1回の定例全体会議において、利用状況、お客様の声や様子、管理状況、事業予定や予約状況、管理計画等の正確な情報の共有を図ります。

②利用許可業務

県立施設の公平かつ公正な利用を確保するため、職員全員が鳥取県都市公園条例を十分に理解し、管理代行者として適正な利用許可を行い、必要な場合は措置命令、許可の取り消しを行います。疑義が生じた場合は、県と密接な連携をとり慎重に進めます。

a) 有料施設の利用許可

利用許可においては都市公園条例第8条に基づき、同条例第8条第3項に挙げられた以下に該当する場合を除き、利用許可を行います。

- ・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- ・上記に掲げる場合のほか、有料公園施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

b) 有料公園施設の利用許可の取り消し

都市公園条例第11条の規程に基づき、利用許可を受けた者が以下に該当すると認められるときは、利用許可の取り消しを行ないます。

- ・都市公園条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- ・措置命令等に従わないとき。
- ・利用許可の条件に違反したとき。
- ・詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- ・上記に掲げるもののほか、東郷湖羽合臨海公園東郷池北エリアの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

c) 行為許可手続き及びその取り消し

都市公園条例第7条に掲げられる行為については、県によって示されるマニュアルに沿って許可を行ないます。また都市公園条例第17条第1項に該当する場合は、同マニュアルに沿って許可の取り消しを行ないます。

d) 占有許可及びその取り消し

都市公園条例第6条第1項の規程に基づき、都市公園条例第7条第1項第6号に規定される仮設工作物の設置について、今後県によって示されるマニュアルに沿つて設置の許可・取消しを行ないます。

e) 措置命令等

都市公園条例第10条の規定に基づき、必要に応じて措置命令を行ないます。

③予約及び手続き

利用者の利便性向上のため、予約・利用の手続きの簡略化に取り組みます。

a) とっとり施設予約サービスの活用

インターネットから空き状況の確認、予約申し込みができる鳥取県のシステムを活用します。

b) 減免利用券の発行

トレーニングルームの利用において、対象の方の登録を行なうことで、毎回の証明証の確認を省略していただけます。

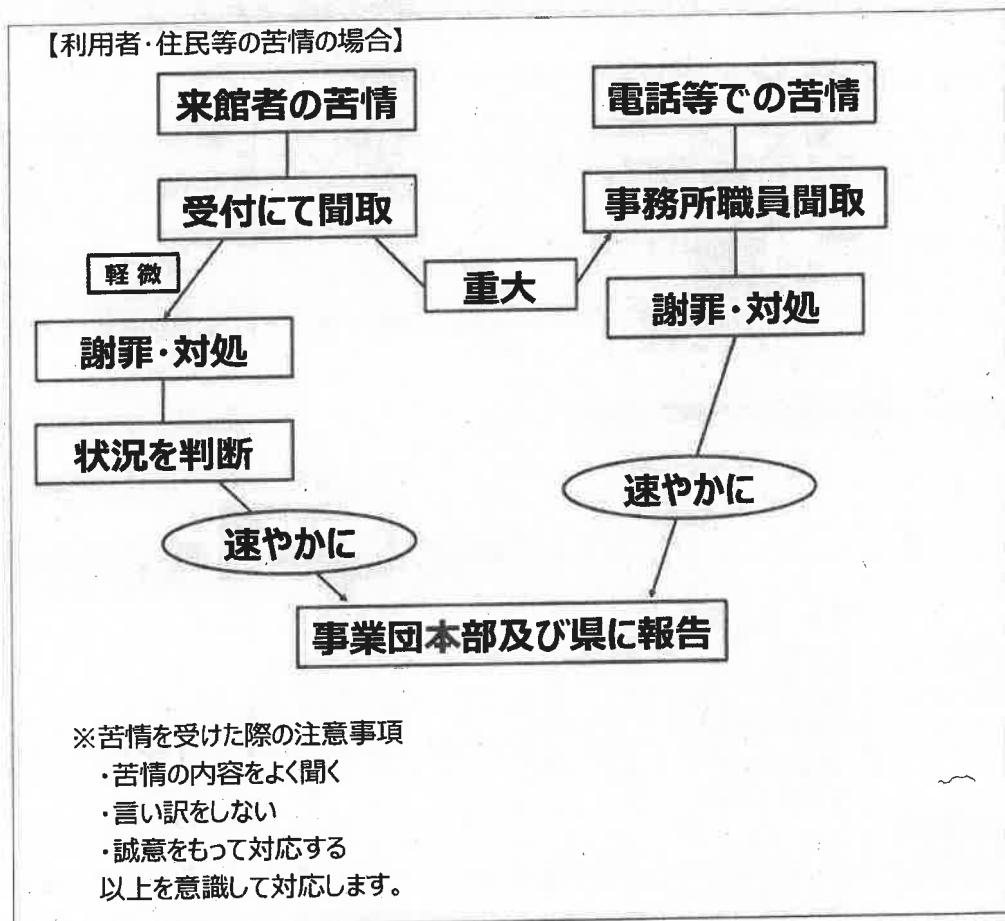
イ 利用者の苦情等の未然防止と対処方法

①未然防止

職員は日頃から常に利用者からの意見に十分耳を傾け、丁寧に応対し、的確に対処することにより苦情・トラブルの未然防止に努めます。

②対処方法

- ・苦情があった場合は、下記の対応フローに沿って適切に対応します。
- ・他の利用者に迷惑等かけるおそれがある場合は複数の職員にて対応します。
- ・暴力行為があったり、危険物の所持で危険が感じられた場合は、警察に通報します。
- ・初期対応は、苦情を受け付けた職員が行います。職員の対応で納得や了解が得られない場合は、責任者が対応いたします。
- ・責任者は、クレーム対応研修等を受講し、対応能力を向上させます。



(4) 利用料金

ア 利用料金の考え方

①施設の快適な利用環境及び設備器具の維持管理に資するため、現行の利用料を基準としますが、設備充実のため一部料金を改定します。

消費税が引き上げられた際などは、施設使用料の料金改定を検討します。

イ 利用料金の設定内容

東郷湖羽合臨海公園東郷池北エリア料金表（別添資料1）のとおり設定します。

（ア）施設使用料

トレーニングルームは、県内の類似施設の料金等を参考に、値上げを行い施設充実を行います。また行為許可及び占有許可に係る使用料の徴収を新規に行います。

●あやめ池スポーツセンター・トレーニングルーム（改定）

区分		単位	現行料金	新規料金
トレーニング ルーム	一般利 用	1回券で利用する場 合	一人1回につき	150円 200円
		回数券により利用す る場合	回数券11枚につき	1,500円 2,000円
		1月利用券により利 用する場合	一人につき1月	1,050円 1,400円

●行為許可・占用許可に係る利用料（新規）

区分	単位	使用料	
		非課税とされる公園 施設の設置等	非課税とされる公園施 設の設置以外の設置等
都市公園法第6 条第1項または 第3項の許可	集会、展示会 その他これに 類する催しの ため設けられ る仮設工作物	1平方メー トルにつき 1日	3円 4円
都市公園条例第 7条第1項または 第2項の許可	物品の販売 その他の営業	1人につき 1日	410円
	集会、展示 会、その他こ れらに類する 催し	1平方メー トルにつき 1日	4円

備考 1 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、法第5条第1項の許可に係る公園施設の設置 及び法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。2 公園施設の設置若しくは管理の面積若しくは占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。3 一件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とするものとする。

(ウ) 設備使用料

研修室の利便性を高めるため、大型ディスプレイを備え付けとし貸し出しを行います。家族等小グループのレジャー利用、団体でのレクリエーションの利用を想定して、屋外で楽しめるレクリエーション用具、体育館においてはポールの貸出しを行います。

●あやめ池スポーツセンター

区分	単位	料金
ボール	バレーボール、フットサル	1個1回につき 100円
大型ディスプレイ	一式	1回につき 300円

●あやめ池スポーツセンター及び屋根のある多目的広場

区分	単位	料金
レクリエーション用具	モルック用具(一式)	1個1回につき 300円
	バドミントン一式	1個1回につき 300円
	ボール(大)	1個1回につき 300円
	フライングディスク	1個1回につき 100円
音響機器セット(スピーカー、アンプ、マイク)	1組1回につき	500円

ウ 利用料金の徴収等

①利用料金の徴収

利用料金表のとおり適切に料金を徴収します。利用券等の金券、現金の取り扱い及び集計については、複数名での確認を行ない、適正に管理します。

②キャンセル料の徴収

利用申込後、利用日の5日前までに予約の変更、取消しの申し出があった場合は受け付けますが、以降の申し出については、悪天候や災害等の事情がない場合はキャンセル料を徴収します。キャンセル料は予定されていた利用に係る施設利用料と同額とし、減免を前提とした利用でも対象とします。

③料金徴収の簡略化

トレーニングルームの一ヶ月券、回数券の発行により、都度の料金徴収を省略していただけます。また、定期的に専用利用する団体には後納での一括請求に対応するなど、利用者の利便性向上に努めます。

④キャッシュレス決済の利用

キャッシュレス決済に対応し、利用者の利便性確保のため、各種クレジットカード、電子マネー、QRコード決済による支払いに対応します。

(5) 利用料金の減免

ア 減免の考え方

利用料金の減免については、施設の設置目的や公益性の高さを考慮し、施設特性、利用特性に応じた減免規程を設け、鳥取県都市公園条例第16条に基づき、県の承認を得て、公平・公正に適用します。

イ 減免の内容

別添資料2の東郷湖羽合臨海公園北エリア有料施設利用料金減免要領のとおり設定します。

臨海公園アダプトプログラムの導入にともない、参加・活動の促進のため、参加団体がアダプト活動を行った日の施設利用料を減免します。(年2回まで) また行為許可・占有許可に係る減免も設定します。

ア) 施設利用料金に係る減免(新規追加)

区分	備考	減免率
あやめ池スポーツセンター(トレーニングルームを含む。)、東郷湖カヌーセンター(カヌー艇庫を除く。)、屋根のある多目的広場 テニスコート 南谷多目的広場	臨海公園アダプトプログラムの参加団体が、アダプト活動する日に施設を利用する場合	1団体あたり1年に2回まで適用 10/10

イ) 行為許可・占用許可に係る利用料金の減免(新規)

区分	減免内容	減免率
行為許可及び占用許可に係る利用料の減免(県が都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもののために利用するとき	10/10
	都市公園の健全な利用の増進を目的とする認められる集会その他の催しのために利用するとき	10/10
	小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき	全県の児童又は生徒を対象とする場合 10/10 都市単位以上の児童又は生徒を対象とする場合 1/2

	地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体（公共的な目的を有する催しのために組織された委員会等の公共的な活動を行う団体を含む。）が、福祉、教育、スポーツ振興、文化振興、人権啓発、防災等の公共的な目的を有する集会その他の催しで、県民の福祉の向上に寄与すると認められるもの（当該団体の構成員の福利厚生のためのもの等主にその団体の構成員を対象とするもの、当該団体の広報活動として行われるもの等を除く。）を開催するために利用するとき	10/10
--	--	-------

(6) 個人情報の保護への対応

個人情報保護への対応については、鳥取県の個人情報保護方針に則り、鳥取県個人情報保護条例を遵守するとともに、それに準拠する「一般財団法人鳥取県観光事業団情報保護規程」を定めて対応します。

- ・個人情報保護法は3年ごとに見直しされることから、法律や条例の最新の改正状況を確認しながら常に最新の法令に対応・遵守します。
- ・個人情報を取り扱う職員については、その取扱い内容に合わせ、必要な教育及び研修を毎年1回以上行うこととします。
- ・行政の代行者としての認識を常に持ち、適切・慎重に取り扱います。

ア 漏洩防止対策

個人情報の漏洩対策に最大限の注意を払い、管理責任体制の明確化、保管場所のセキュリティ強化を行うほか、万が一の漏洩時の対応策も定めたリスクに対する安全管理措置をマニュアル化して職員全員に徹底します。

<安全管理措置取組み例>

組織的安全管理	取扱責任者・担当者を設定し責任体制を明確化して厳正な管理を徹底する。
人的安全管理	全職員に対して個人情報保護に関する教育を実施
物理的安全管理	個人情報は施錠保管とし、廃棄する場合はシュレッダーで裁断処理する。
技術的安全管理	パソコンのログインパスワードは定期的に変更、全パソコン、サーバーにセキュリティ対策を施し、外部からのウイルスの侵入から守り、内部での操作のログも記録します。

イ 運営上入手する個人情報の取り扱い

- ・個人情報を収集する際には、目的を明確にするとともに、必要最小限の範囲で行います。
- ・思想、信教および信条に関わる個人情報の収集は行いません。
- ・個人情報の収集は、原則として本人からのみ収集します。

ウ 入手した個人情報の適正管理

- ・利用申込書等の個人情報を記録した書類は、利用後は鍵のかかる書庫等に保管します。
- ・個人情報の電子データは原則としてクラウドのシステムを利用し、施設のパソコンには保管しません。
- ・利用目的が終了した個人情報については、規程に従って速やかに適正に処分します。

エ パソコン等情報端末の管理

- ・パソコン等の端末について、ログインパスワードを設定します。
- ・全パソコン、サーバーにセキュリティ対策を施し、外部からのウイルスの侵入から守り、内部での操作のログも記録し不正に事前対処します。

(7) 情報公開への対応

- 鳥取県立施設の管理運営代行者として、「鳥取県情報公開条例」の規定に基づき、適切に対応します。
- ・施設の管理運営状況については、一般財団法人鳥取県観光事業団のホームページで事業報告を公開し、透明性の高い運営を心がけます。
 - ・情報開示に際しては、県民の知る権利を十分に尊重して対応しますが、守秘義務に関する案件や個人情報に関するもの、営業秘密については、慎重に判断して対応します。
 - ・管理運営を行うに当たり作成・取得した文書等については適切に管理・保管します。

3 施設の管理運営

(1) 地区別の管理運営の方針

施設の設置目的、及び東郷湖羽合臨海公園パークビジョンで示された方針を理解し、各地区の特性を活かした管理運営を行います。

ア 藤津地区

あやめ池スポーツセンターを中心にスポーツ振興、健康づくりの拠点として整備され、週末はフットサルやバスケットボールなどの競技大会、平日は卓球やテニスなど市民スポーツの練習会場として、幅広く利用されています。一方あやめ池公園は花しょうぶをメインに様々な花が楽しめる公園として親しまれています。また敷地内には東郷湖カヌーセンターがあり、カヌー競技の活動拠点としての役割を果たしています。

地盤沈下、東郷池の湖面上昇の影響を受けて大雨時だけでなく、夏期は日常的に冠水が起こる課題を抱えています。



①あやめ池スポーツセンター

安全で快適な施設運営を継続して実施します。一部内装を変更し、案内掲示物も見やすく新調するなど「入りやすく利用しやすい」空間づくり重視して管理を行います。

災害時の緊急避難所、また島根原子力発電所災害における避難所とされているため県や周辺市町と連携をとり必要な管理体制を備えます。

a) 体育室

<近年の利用状況>

	H30	H31	R2	R3	R4
利用人数	23,961人	23,657人	16,170人	13,855人	17,728人
利用件数	1,409件	1,213件	1,118件	1,062件	1,284件
主な利用実績	(大会) ・東郷ベテラン卓球大会 ・バーモントカップ(フットサル) ・中部ミニバス選手権(バスケ) ・フットサル中国リーグ戦など				
	(一般専用利用)※R4 ・テニス(502件)卓球(153件) ・フットサル(352件) ・バドミントン(134件) (教室等) ・スポーツ教室(120回/年) ・エアロビクス教室(24回/年)				

・県中部の屋内スポーツの拠点の一つとして、競技大会、合宿、競技練習の円滑な実施ができるよう設備の維持管理に努めます。



・暑さ対策

近年は夏の猛暑が続くことが多く、冷房のない本館では利用者につらい状況となっています。県工事により換気扇や冷風扇が設置されていますが、効果を高めるため、現在鳥の侵入防止のため原則締め切りとしている観客席の窓に網戸を取り付けて窓を開放可能とし、通気性を良くする対策を行います。

・稼働率の向上

家族や小グループでの気軽な利用ができるようボール等の貸出用具を充実させます。急なキャンセルで予約が空いたときなどはSNSや館内掲示で空き情報を発信するなどして稼働率の向上に努めます。

b) トレーニングルーム

<近年の利用状況>

	H30	H31	R2	R3	R4
利用者数	38,583人	29,107人	19,087人	22,455人	20,694人

利用人数はコロナ禍により大きく利用人数が減少し未だ回復途中の状態ですが、施設の充実、利用しやすさの向上に取り組み、利用促進を図ります。運用においては、日常の点検やメンテナンスを十分に実施し、安全な利用環境を提供します。

・トレーニング機器の充実

古い器具もあり一部見直しをかけて設備の充実を図ります。現在もランニングマシン等、有酸素運動系の器具を自分で設置していますが、トレーニングに不慣れな方でも始めやすい有酸素運動やストレッチ用の器具を設置します。



・体組成計の設置

四肢の筋肉量が計測できる体組成計を設置し、自分の体の状態を知ることで、トレーニングへの意欲向上、効果的なトレーニングにつなげていただけます。

・内装の改修

壁面を新調し明るい内装にリニューアルします。また器具の使用方法等を分かりやすく



c) 研修室

アリーナでの大会主催者の控室等で利用されていますが、平日の利用は少ないため、自主事業での教室会場として使用しています。

大型ディスプレイを備え付けし、会議やレッスン等での利便性を高め、利用促進につなげます。またフリーマーケットの開催、地元の方のマルシェの開催誘致など、新しい利用を提示しながら稼働率を高めます。



【マルシェの様子 R5.8月】

d) 入口の植栽整備

あやめ池スポーツセンターの入口道路沿いの樹林地斜面に宿根草や「バタフライガーデン」からの株分けで植物を植えて、訪れる方々に季節感を演出します。



②藤津スポーツ広場

グランドゴルフや様々なレクリエーションをいつでも楽しめるよう、芝の管理を適切に行います。通常は一般利用としますが、イベント等での専用利用にも対応します。

・レクリエーション用具の貸出し

家族連れや小グループの一般利用でも気軽に体を動かして楽しめるよう、レクリエーション用具の貸し出しを行います。

・イベント等の利用促進

地域の団体や個人による広場を活用したイベントの開催について積極的に協力し利用促進に努めます。

③東郷湖カヌーセンター

鳥取県カヌー協会と緊密な連携をとって適切な維持管理を行います。定期清掃も実施し、安全で清潔な利用環境を整えます。

土日には小中学生向けの「カヌー教室」を実施、「鳥取県小中学生カヌー大会」を開催するなど、カヌーの普及振興に努めます。

④ターゲットバードゴルフ場

県内で唯一の常設コースとして整備しており、日常の一般利用の方も利用できるよう維持管理します。今後も鳥取県ターゲットバードゴルフ協会と連携して定例コンペ、大会の開催を実施し、普及を図り利用促進につなげます。

⑤ペタンク・ゲートボール場

常に使用できるよう、除草等の管理を行います。

⑥水生植物園

地盤沈下と東郷池の湖面上昇の影響を受け、日常的な冠水が発生しており十分な管理作業が出来ない状態です。

現状維持を基本に管理します。

ハナショウブの原種であるノハナショウブを見ることができ、概ね良好な生育状態を確認しています。鳥取県花菖蒲協会に協力いただき、今後見どころとなるよう生育に取り組みます。



【ハナショウブの原種・ノハナショウブ】

⑦あやめ池公園

ハナショウブをメインに季節の花が楽しめる湖畔の公園として長年親しまれています。これまでの自主事業で、タマノカンザシの育成や藤棚の拡張、スイレンの植栽を加え公園の魅力向上に取り組んできました。しかし近年、公園全体の地盤沈下、東郷池の湖面上昇により特に夏季には公園内が冠水し、来園者が十分に散策出来ない状態が続いています。塩分を含む湖水の流入により植物の生育にも影響がでています。

この状況をふまえ、一部植栽に工夫を加えて現在の環境でも育成が可能と考えられる植物を選定して植栽し、園内の魅力アップを図ります。

- ・木陰で散策し休憩できる場所をつくることを意識して樹木の管理を行います。
- ・安全で快適な利用を確保するため、枯枝等は速やかに除去し公園の美観を保つよう努めます。



a) ハナショウブの管理

仕様書に沿ってしっかり育成管理を行います。

毎年補植を行いボリュームを落とさないようにします。

冠水する期間が長く生育に支障があるとみられる圃場では、

ハナショウブよりも水辺を好む近似種のカキツバタの植栽を試みます。



【カキツバタ】

b) アヤメの植栽

「あやめ池公園」という名前のため、別の種で開花期も異なる「アヤメ」と「ハナショウブ」を混同される方が多い現状があります。「ハナショウブ」をメインの花として維持しながら、公園の名前になっている「アヤメ」も見ていただけるように整備します。「アヤメ」は例年5月上旬に開花するため、4月下旬～5月初めに見ごろとなるフジとともに連休の見どころとして期待でき、5月下旬～6月中旬の「ハナショウブ」の開花へと連続してご覧いただけます。



花菖蒲（5月下旬～6月中旬）



アヤメ（4月下旬～5月上旬）

c) 樹林地内散策道の再整備

園内の樹林地にはタマノカンザシや、クリスマスローズ、ヤブランなど日陰でも比較的育つ宿根草を中心にシェードガーデンを整備してきました。

園内の冠水の影響が少なく、冠水時でも園を周回していただける散策ルートとして、案内できるよう継続して管理します。

環境に合わせて生育が進まないものもあるため、植物の配置を整理し、新規の植物も加えて木陰で季節の花や緑を楽しめる空間づくりを行います。

植栽内容	既存の植物： タマノカンザシ、ギボウシ、クリスマスローズ、アジュガ、 ナルコユリ等 ※生育良好なもの
	想定新規種： アジサイ、スイセン、シャガ、ミヤコワスレ、ホトトギス



d) フジ・スイレンその他の花

従来より栽培してきたフジ、スイレンは、継続して管理し充実を図ります。
園内の一年草花壇については、長期の冠水により育成が困難になっているため見直します。



e) めだか遊園池

東郷池の生き物と生態系に身近に触れられる場所として管理し、東郷池メダカの会とともに、水生生物の観察会や、葦の育成ボランティアなど環境教育を実施してきました。引き続き取り組んで参ります。



【水生生物観察会の様子】

イ 浅津地区

遊具が新調され、多くの子供たちが遊ぶ姿が見られます。湖岸を背景とした芝生と樹木のスペースは地元の方を中心に、グランドゴルフや、犬の散歩、ウォーキングを楽しむ方の姿が見られ、地域の方々が日々の憩いの時間を過ごすことのできるエリアです。

第4期指定管理期間においては、バタフライガーデン、ドッグランを整備し、新たな楽しみを加えました。第5期においては、南北1200mの細長い公園の形を活かし、花や緑を楽しみながらウォーキングや犬の散歩をして過ごせる場所として、散策ルートの整備を中心に充実をはかります。

ア) ゲートボール場

公式のゲートボール大会などに利用されており、利用者が常に使用できるようコートの清掃・除草を行うなど適切な維持管理を行います。

競技人口の減少にともない利用が少なくなっていますが、ゲートボール以外の利用についてホームページや掲示板等で広く募り、柔軟に対応して利活用を模索します。

◇新しい活用に向けた検討・試行



イ) ドッグラン

自主事業で整備し、令和4年から運用しており多くの方に利用いただいている。リードを外して愛犬と楽しめる場所として、犬同士、飼い主同士の交流の場として、快適に利用いただけるよう管理します。

年数回ドッグスクールを実施してマナー向上、飼い主同士の交流促進を図るほか、ウォーキングと合わせたイベントも実施します。

・受付の簡略化

利用者の利便性を高めるため、利用登録した方の利用時の受付方法を簡略化します。また観光等での立ち寄りの方の利用を促進するため、1回限りの利用の方の手続きに必要な書類を省略するなど、安全性を確保しながら利便性の向上を進めます。



ウ) 旧管理事務所

事務所及び周辺の花壇、広場について羽合ひかり園と連携をとって適切な管理を行います。

エ) 催物広場

ペタンク大会などで利用されており、今後も地域のイベント、レクリエーションでの利用促進に努めます。幅広い利用方法についてホームページや掲示板等で広く募り、柔軟に対応して利活用を模索します。

オ) コンビネーション遊具

令和3年に遊具が更新され、子どもたちで賑わうスポットとなっています。いつでも安全・安心に遊べるよう、日常点検・年次点検をしっかりと行います。

カ) スポーツ広場

グランドゴルフの会合が定期的に実施され、地元の運動会やイベントなど多くの方に利用いただいている。快適に利用いただけるよう日々の清掃や芝の管理を行います。

キ) バタフライガーデン

蝶の好む花を中心とした宿根草の庭で令和2年に整備しました。春から秋にかけて季節の花が咲き、蝶が舞う姿を楽しめます。株の成長にあわせて、株分け、補植を行い、ボリューム感のある充実した庭を目指して整備を続けていきます。蝶の観察会も実施し、約15種類の飛来を確認しています。

植栽面では、旅する蝶として人気のある「アサギマダラ」の飛来を目指して「フジバカマ」「西洋フジバカマ」の植栽強化にR4年より取り組んでいます。

●解説看板の設置

「蝶の姿が見られる」「季節の宿根草が楽しめる」魅力を分かりやすく伝えるため、植栽した花や、見られる蝶の案内看板を設置します。



ク) サルスベリ園

夏から秋にかけて開花する花の少ない時期の貴重な花木であり、多くの方に見て楽しんでいただくため、適切な剪定、周辺の整備を行います。

ケ) 児童遊戯園

地元の子供たちにはピンク公園と呼ばれて親しまれています。クライミング等体を動かして遊ぶ遊具があり、いつでも安全・安心に遊べるよう、日常点検・年次点検をしっかりと行います。

■東郷池「花の街道づくり」への参画

湯梨浜町では東郷池周囲の沿道に花を植栽し、湖周を利用したウォーキングなどの際の楽しみを加える取組みが行われています。その取組みに参画し浅津エリアに花を楽しみながら歩ける道を整備します。

詳細の内容については、湯梨浜町、東郷湖・未来創造会議での協議において決定しますが、サルスベリとヒガンバナの植栽を想定しています。



ウ 南谷地区

南谷エリアは、ハワイ夢広場（屋根のある多目的広場）、南谷テニスコートがあり、主にテニスの大会・練習の利用が多いほか、南谷多目的広場ではサッカー、はわいスケートパークではスケートボード、ドラゴンカヌー艇庫（湯梨浜町管理）と、屋外のスポーツ・レクリエーション施設が集まっています。

また「きりん公園」にはインクラーシブ遊具が令和4年に設置され、日々多くの親子連れでにぎわう人気スポットとなっています。

子供から大人まで体を動かして楽しめるエリアとして管理運営を行い、周辺地域への周知、利用促進を行います。



ア)南谷テニスコート

土日は大会、平日は部活動や個人練習で利用されています。

ゴミ収集、清掃、除草の管理を常に実施しコートコンディションを維持します。

	H30	H31	R2	R3	R4
利用人数	8,993人	6,655人	4,441人	4,745人	4,554人
利用件数	1,478件	1,358件	742件	1,147件	1,398件

●ベンチの増設・ミストの設置

・観覧席がないコートであるため、観覧の方、関係者の方のために周囲に木陰をつくることを意識した樹木管理を行い、ベンチを増設等、見る方の快適さにも配慮した整備を行います。

・夏季はテニスハウスにミストを設置し暑さ対策を施します。



イ) 屋根のある多目的広場（ハワイ夢広場）

- ・テニスやソフトボールの利用を中心に、地域のレクリエーション、教育旅行など様々な用途での利用があります。
- ・県内外の団体による大規模なイベントの利用もあり、屋根のある広いスペースという特徴を活かした今までの利用例を整理して広報し利用促進に取り組みます。
- ・コート、防球ネットの点検・管理を適切に行うほか、強風時は防球ネットの使用を中止するなど、安全な利用環境を維持します。

	H30	H31	R2	R3	R4
利用人数	12,594人	13,798人	7,680人	8,056人	10,018人
利用件数	581件	581件	436件	504件	420件



【農機具展示会】

【モルック大会】

ウ) 南谷多目的広場

- ・サッカー等でスパイクを使った利用に耐えるティフトン芝のグランドとして整備し維持管理を行います。
- ・令和5年度より有料施設化しサッカーゴールの貸し出しを開始しました。地元のサッカークラブをはじめ週末を中心を利用されています。
- ・専用利用がないときは一般開放し、ジョギングやボール遊びなどで利用いただけます。

●サッカー利用時の安全性の確保、利便性の向上

鳥取県サッカー協会中部支部と連携をとって改善に努めます。防球ネットの要望が強いため、現在広場南面にあるネットの拡張・軽量化と、北面への新規設置を検討します。



エ) はわいスケートパーク

スケートボード、インラインスケート、BMX専用パークとして一般利用、初心向ヶスクール、3競技合同イベント等を開催し利用促進に努めます。

管理スタッフによる日常点検、業者による年次点検を実施し安全性を維持します。

また利用については、地元愛好団体の「倉吉アクティビズムネットワーク」と連携をとり、利用時の安全・マナーの向上や利用後の掃除等を呼び掛けていただき、セクションの保全等、管理についても協力をいただいています。

オ) きりん公園（ピクニック広場）

インクルーシブ遊具の設置、駐車場の整備により子供たちの利用が非常に多くなっています。管理スタッフによる日常点検、業者による年次点検を実施し、安全な利用環境を維持します。

芝の適切な管理を行い広場を使った遊びやグランドゴルフができる環境を維持します。



●桜の新規植栽

潮風や病気に強い環境に適した桜の品種を植樹し、春の見どころとして育成します。

植栽候補種



【神代曙】



【河津桜】

キ) 体力測定広場 → 「縁の憩い広場」

測定器具の主に木製部分の腐食によるぐらつきが出ていたため、令和5年に大半の器具を撤去しました。**ハワイ夢広場の前の立地を活用するため、芝の休憩スペースに転換します。** 詳細は76ページに記載

ク) リハビリスポーツ広場・100m走路

経年劣化で満足な使用が難しい状態であり、今後鳥取県との協議により適切に対応します。現状維持を念頭に、安全性の確保、景観の維持に重点を置いて、日常の巡視、維持管理を行います。

コ) エントランス広場・子供広場

観察水槽、浄化体験施設は、タンク、配管の漏水により稼働が難しい状況です。現状維持を念頭に安全性の確保、景観の維持に重点を置いて、日常の巡視、維持管理を行います。

サ) リサイクル施設

樹木の剪定枝、芝の刈草、落ち葉等を集積してチップ化・堆肥化し園内の土壤改良やマルチングに使用します。環境に配慮した公園づくりの推進に活用します。

(2) 施設設備の維持管理業務の考え方と業務の実施内容

ア 業務実施の考え方

- ・施設設備の管理にあたっては、日常の安全点検と清潔で快適な施設環境づくりを基本として、常時職員の巡視による安全点検と改修箇所の点検を実施し、保全に努めるとともに修繕、改修の場合、早急に検討し、改善措置を講じます。特に遊具・器具については、毎日職員による巡視点検と専門業者による定期点検により安全確保を徹底します。
- ・故障や改修の必要性が生じた場合、使用中止による安全確保と速やかな改修を行うとともに、大規模改修については、県と協議を行います。
- ・日常清掃は常時職員により実施するほか、定期清掃は専門業者に委託し、快適な利用環境を維持するための管理を行います。
- ・清掃業務では、ごみの適正な分別や再利用、処理をおこなって、ごみの排出量を必要最小限度にとどめ、環境への影響を低減するよう取り組みます。
- ・利用者数の多寡や天候に応じて、サービス低下にならないよう配慮しつつ照明点灯や空調運転等はエリア毎にこまめに手動操作し、省資源や二酸化炭素排出低減等の環境への配慮及び機器の延命化に努めます。

イ 業務の実施内容

下記表を基準に適切な管理を実施します。
(〔 〕内は、業務の最低基準を定めている仕様書の番号と一致する)

業 務	実 施 内 容		実施頻度
施設の清掃業務 ①園地清掃 〔4（1）清掃業務 4（2）清掃内容〕	日常清掃	公園を毎日巡回しゴミの回収を行う。 回収したゴミは分別してスポーツセンター裏の倉庫に集積し、定期的な業者の回収を行う。 園路や側溝、用水路の綺麗な状態を保つため、適宜落葉清掃や溝掃除を行う。	毎日
②便所清掃 〔4（1）清掃業務 4（2）清掃内容〕	日常清掃	毎日全てのトイレの床、便器の清掃及びトイレットペーパーの補充をする。 【便器、手洗い器、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を常に清潔な状態に保つ。詰まり等には速やかに対処する。】	毎日
③あやめ池スポーツセンター、東郷湖カヌーセンター 一清掃 〔4（1）清掃業務 4（2）清掃内容〕	日常清掃	①あやめ池スポーツセンター・東郷湖カヌーセンター (参考資料からの変更点) あやめ池スポーツセンター内（週3回→毎日） 事務室・医務休憩室・トレーニングルーム ロビー・ホール・洗面所・男女トイレ・洗面所	別表40P 参照

	<p>男女ロッcker、身障者用トイレ ※利用が多いため毎日実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観覧席（週3回→週1回） 大会利用時に合わせて清掃する。 ・器具室（週3回→週1回） 普段大きな汚れがないため ・キャットウォーク（週3回→年2回） 利用者に支障ない場所であるため、定期的な清掃のみとする。 ・電気クリーナー、モップ、ほうきを使用し、備品類で容易に移動できる物は移動して館内全域入念に行う。 ・机、カウンター等の拭き掃除は、塵払いの後、雑巾ふきを行う。流し、手洗い等実情に応じて水洗い又は雑巾ふきを行う。茶殻、たばこの吸殻、紙くずなどは所定の場所に捨て、容器は水洗いを行う。 ・便所の汚物入れ等は、汚物を捨て容器の内外を水洗いする。 ・玄関など人目に付きやすいガラス戸は、適宜清掃を行う。 ・トイレ、シャワー室等は水洗いを行う。また、適宜館内外の蜘蛛の巣除去を行う。 ・アリーナは利用者による使用後のモップ掛けをお願いするが、週に1回スタッフによる清掃を行う。 ・トイレは大会等で混雑する場合は、1日複数回の巡回・清掃を実施する。 	
定期清掃	<p>専門業者による定期清掃を下記のとおり行います。</p> <p>(変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室・医務休憩室 年6回→年3回 日常清掃の頻度を多くして清潔に保つ ・観覧席 年6回→年3回 利用が週末のみに限られるため適正な回数にする ・床洗浄ワックス掛けは拭き掃除の後床を洗浄し、適正な基準量をもって塗布を行う。 ・照明器具で取り外しのできるものは取り外し汚れを落として拭く。 	別表40P 参照

その他留意事項	<p>①あやめ池スポーツセンター</p> <p>a) アームストロングリノリウム床面 ・事務室 ・トレーニングルーム ・ロビー ・ホール ・男女洗面所 アームストロング洗浄及びワックス塗布を行う。</p> <p>b) 研修室（カーペットクリーニング） バキュームクリーナー使用、汚れは業務用洗剤で洗浄・乾燥を行う。</p> <p>c) 観覧席、男女ロッcker ポリッシャーによる洗浄後、ワックス塗布</p> <p>d) トイレ等 エイトチェッckerを水洗い、床面はモザイクタイル洗浄を実施 ・男女便所 ・男女シャワー室 ・身体障がい者用便所 ・男女手洗い</p> <p>e) トレーニングルーム（フローリング） 除塵後フローリングワックス塗布</p> <p>f) 玄関 たわし等による洗浄</p> <p>g) 硝子窓 両面とも洗剤で汚れを落とした後、ガラススクイジーで水を切り窓枠、面台等を拭き仕上げを行う。</p> <p>②東郷湖カヌーセンター</p> <p>a) ホール等 ・ホール ・廊下 ・事務室 ・倉庫 ・湯沸室 ・身障者用トイレ ・男女更衣室 上記はポリッシャー洗浄後ワックス塗布</p> <p>b) 研修室 洗浄後フローリングワックス塗布</p> <p>c) 硝子窓 両面とも洗剤で汚れを落とした後、ガラススクイジーで水を切り窓枠、面台等を拭き仕上げを行う。</p> <p>d) トイレ等 男女トイレ、風除室、玄関 タワシ等で丹念に洗浄する。</p> <p>・入園者が方が、施設を快適に利用していただく為に、清掃中はお客様の邪魔にならないようじんあい、火気、引火物質、衛生面などに注意する。 ・美化に対して職員の意識を高め、日常点検を徹底し、清潔感のある施設管理をする。</p>	
④廃棄物の処理 〔4（1）清掃業務 4（2）清掃内容〕	日常の公園管理、清掃中に回収した一般ゴミ、産業廃棄物（タイヤ・テレビ他）などについては処理施設、廃棄物引き取り業者に依頼し、関係法令に基づいて適正に処理を行う。	

⑤夢広場防球ネットの機能性を保つ業務 〔4(3)夢広場防球ネット点検〕	固定式	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金具（目視） ・固定ワイヤー（目視・触感） ・ネット（目視） ・固定金具（目視） ・滑車（目視・触感） ・Uターン滑車（目視・触感） ・操作（操作） ・駆動ワイヤー（操作） ・たくし上げワイヤー（目視・触感） ・つり上げワイヤー（目視・触感） ・ネット（目視） <p>上記について年に一回操作、ほつれ、破損、変形、摩耗他の点検を行う。また、日常操作している職員が目視点検を行う。</p>	年1回
	電動式		
⑥体力測定広場、リハビリスポーツ広場、観察水槽、実験水路の維持管理 〔4(4)〕	日常管理	施設の現状維持、景観維持、安全確保のための日常点検を実施し、適宜清掃・除草を行う	毎日
⑦電気事業法に基づく保安規定に従って実施する定期点検、精密点検 〔4(5)自家用電気工作物の保守〕	月次点検	<p>外部点検</p> <p>受電設備、構内電線路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引込線、開閉・計器用変成器 <p>受電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧機器 ・受配電盤 ・継電器等 ・設置装置 ・絶縁監視装置 ・非常用予備蓄電池装置 ・ケーブル ・端末損傷・亀裂・遮へい層設置 ・遮断装置及び開閉器類 ・さび・動作実験 ・高圧機器 ・加熱・ふくらみ ・継電器等 ・動作特性 ・危険標識等 ・危険箇所 ・接地装置 ・接地抵抗値・はずれ・断線 ・絶縁監視装置 ・発信器・通報器・検出器 <p>(設備容量150KVA・受電電圧6,600V・非常予備発電装置設備容量40KVA)</p>	年6回
	精密点検		年1回

⑧消防法の規定に沿った定期点検 〔4(6)消防設備の保守〕	機能点検	外観機能点検 総合点検（外観・機能含む） 自動火災報知設備 ・受信機P型 ・作動式分布型感知器 ・作動式スポット型感知器 ・定温式スポット型感知器 ・煙感知器 ・発信器(P-1・2級) ・音響装置（ベル） ・消火栓 起動装置 ・交流電源 ・蓄電池設備 ・絶縁測定 消火器 ・粉末消火器 ・粉末消火設備 屋内・屋外消火栓設備 ・加圧送水装置 ・操作盤 ・屋内消火栓 ・起動用スイッチ ・表示灯 ・表示盤 ・呼水装置 ・放水試験 ・常用電源 ・配線点検 非常警報放送設備 ・増幅器出力 ・スピーカー回線 ・作動試験 ・スピーカー ・起動装置 押しボタン ・絶縁試験 ・常用電源 ・非常電源 誘導灯 ・誘導灯 ・常用電源 防火防排煙設備	年1回 年1回
⑨施設内の犯罪等を防止する業務（休館日及び閉館時間を含む。） 〔4(7)施設の警備〕	開園時間内	施設内において、職員の巡視活動により不審者を発見した場合、警察と連携して事故、犯罪を未然に防ぐ。 ・機械警備 あやめ池スポーツセンター及び東郷湖カヌーセンターは警備会社により、火災警報設備・防犯警報装置と連動した機械警備を行う。	
	開園時間外	開館日 22時～8時30分 休館日 終日 火災監視は終日実施	

⑩遊具の機能性や安全性を保つ業務 〔4（8）遊具の保守〕	日常点検	日常点検については、遊具点検の講習を受けた職員が、公園施設点検マニュアル及び遊具等施設の安全点検業務仕様書に基づき点検し、その結果を点検簿に記入する。故障など遊具の使用に危険が生じる場合は速やかに使用禁止にし、必要に応じて修繕を行う。	毎日
	定期点検	<p>下記の点検方法・点検作業従事者・判定基礎を基に、条件を満たした業者に点検委託する。</p> <p>●遊具点検要領</p> <p>全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊具等を実際に使用して異常や危険がないか。 (使用して点検、目視) ・周囲の地表面に水溜り、穴、石等の危険箇所はないか。(目視) ・鐘等の吊り下げ部分に、落下等の危険がないか。(目視 引張る) <p>木材部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支柱のぐらつき、がたつきはないか。(押す、引張る) ・遊具本体に傾斜、ぐらつきはないか。(目視、押す) ・支柱の地際部（基礎部）に腐食、ひび割れ等の異常がないか。(基礎天端まで掘って、ドライバー等で突き指し腐食状況を確認) ・各部材にひび割れ、ぶよつき、異常なふくらみ、カビ、キノコ、白アリ等による腐食、さざれ、キズ等がないか。 (目視、部材表面を押す) ・ボルト等の部品の欠落、ボルト金具類周辺の腐食破損はないか。(目視) (目視 (地際部は掘って確認)) <p>鋼材部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きなキズ、サビ等危険箇所はないか。 (目視) ・パイプ部のがたつき、ぬけ等はないか。 (目視、引張る) ・プレート部のがたつき、破損はないか。 (目視、押す) ・溶接部にサビ、ひび割れ等異常は生じてないか。(目視) ・固定部にぐらつきはないか。(押す、引張る) ・地際部（基礎部）に、サビ、ひび割れ等の異常がないか(基礎天端まで掘って、ドライバー等で突き腐食状況を確認) ・キズ、サビ等はないか。(目視) ・ボルト、金具類の欠落はないか。(目視) ・固定部、ボルトの締付状態は良好か。 (スパナ等を使用) <p>プラスチック部（F R P）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破損欠落はないか。(目視) 	

・がたつき、ぐらつきはないか（押す、引張る）
 ・キズ、亀裂等の危険箇所はないか。（目視）
ロープネット類
 ・キズ、摩耗、破損はないか。（目視）
 ・欠落箇所はないか。（目視）
 ・取付部分の強度確認。（押す、引張る）
可動部
 ・可動部の状態は良好か。（可動して点検）
 ・チェーン、ワイヤーにねじれ破損はないか。
 （目視）
 ・可動部周辺の安全面に問題はないか。
 （可動して点検）
点検の方法
 ・目視、触診
 ・打診
 ・計測器等による計測
点検作業従事者
 社団法人日本公園施設業協会が認定する「公園施設製品安全管理士」または「公園施設製品整備技士」同等以上の知識を有する者
判定基準
 点検の結果を記入した点検表や写真等をもとに、社団法人日本公園施設業協会が設定する「公園施設製品安全管理士」同等以上の知識を有する者が、以下の総合判定を行う
 [判定基準]

判定	判定内容
A	健全であり、修繕の必要がない。
B	部分的に異常はあるが、部分修繕を行えば、使用上問題なし。
C	やや重要な箇所に部分的な異常があり、対策が必要
D	主要部分・部品に異常があり、大規模な修繕又は破棄、ないしは再構築必要

[塗装に係わる判定基準]

判定	判定内容
I	再塗装の必要がない
II	部分的に再塗装が必要
III	全体的に再塗装が必要
IV	精密点検により腐食調査が必要

①運動施設の機能性 や安全性を保つ業務 〔4(9)運動施設の	定期点検	体育館・テニスコート・スケートパークなど各運動施設の機能性や安全性を保つ。また、毎日点検を行い、お客様が安全かつ快適に利用できるよう維持管理を行う。	毎日
--------------------------------------	------	--	----

維持)

- スケートパークセクションの保守業務
下記の点検方法・点検作業従事者・判定基礎を基に、条例年1回件を満たした業者に点検委託する。
- 点検箇所
 - ・デッキ面
 - ・バンク/R面
 - ・転落防止策
 - ・胴体部分
 - ・端部金具
 - ・進入板部分
 - ・その他
- 点検方法
 - ・増し締め
 - ・目視・触診
- 点検項目
 - ・ボルト・ナット・の緩み、欠損はないか
 - ・表面材にひび割れ、破損はないか
 - ・表面材に張りや反りはないか
 - ・変形、ぐらつきはないか
 - ・ジャッキはきいているか
 - ・ブレースの緩みはないか
 - ・部材の腐食・変形はないか
 - ・進入板の変形はないか
- 総合判定
 - A：健全であり、修繕の必要がない
(通常の監視を継続する)
 - B：やや劣化の兆候があるので、監視を続ける
(通常の監視を継続する)
 - C：部分的に異常があり、対策が必要
(使用を禁止し、部分修繕をする)
 - D：重要な部分に異常があり、対策が必要
(使用を禁止し、詳細な点検を要する)

(別表) 清掃頻度表

«あやめ池スポーツセンター»

場所	床面名称	面積(m ²)	日常清掃	定期清掃
アリーナ	樹フローリング ポリウレタン塗	1,470.00	1回/週	—
事務室	アームストロング リノリウム	80.50	1回/日	3回/年
医務休憩室	"	45.00	1回/週	3回/年
研修室	カーペット	98.00	3回/週	3回/年
トレーニングルーム	フローリング	196.00	1回/日	6回/年
ロビー	アームストロング リノリウム	173.56	1回/日	6回/年
ホール	"	418.75	1回/日	6回/年
男女洗面所 (小計)	"	25.50	1回/日	6回/年
		1,031.71		
男女便所	エイトチックカーフloorサ イクタイル	53.51	1回/日	6回/年
男女シャワー室	"	20.00	1回/日	6回/年
身体障害者用便所	"	12.00	1回/日	6回/年
男女手洗 (小計)	モザ イクタイル	7.50	1回/日	6回/年
		93.01		
男女ロッカー	V A T	36.00	1回/日	6回/年
観覧席	"	905.73	2回/月	3回/年
キヤットウォーク (小計)	"	941.73	—	2回/年
玄関	木曽石貼	35.00	3回/週	6回/年
下足室	エイトチックカーフloorサ イクタイル	17.50	3回/週	6回/年
器具室	コンクリート	98.00	1回/週	—
硝子窓		700.00	1回/週	3回/年
合計		4,392.55		

«東郷湖カヌーセンター»

場所	床面名称	面積(m ²)	日常清掃	定期清掃
風除室	せつ器質タイル	9.00	1回/週	2回/年
玄関	"	11.00	1回/週	2回/年
ホール	塩ビシート	26.00	1回/週	2回/年
廊下	長尺塩ビシート	13.50	1回/週	2回/年
事務室	"	17.50	1回/週	2回/年
倉庫	"	10.50	1回/月	2回/年
湯沸室	"	5.00	1回/週	2回/年
研修室	フロアー	96.00	1回/週	2回/年
トイレ(男子)	直張タイル	10.00	1回/週	2回/年
トイレ(女子)	"	10.00	1回/週	2回/年
トイレ(身障者用)	長尺塩ビシート	5.00	1回/週	2回/年
男子更衣室	"	15.00	1回/週	2回/年
女子更衣室	"	14.50	1回/週	2回/年
窓ガラス			1回/月	2回/年

⑫臨海公園内の植樹樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務

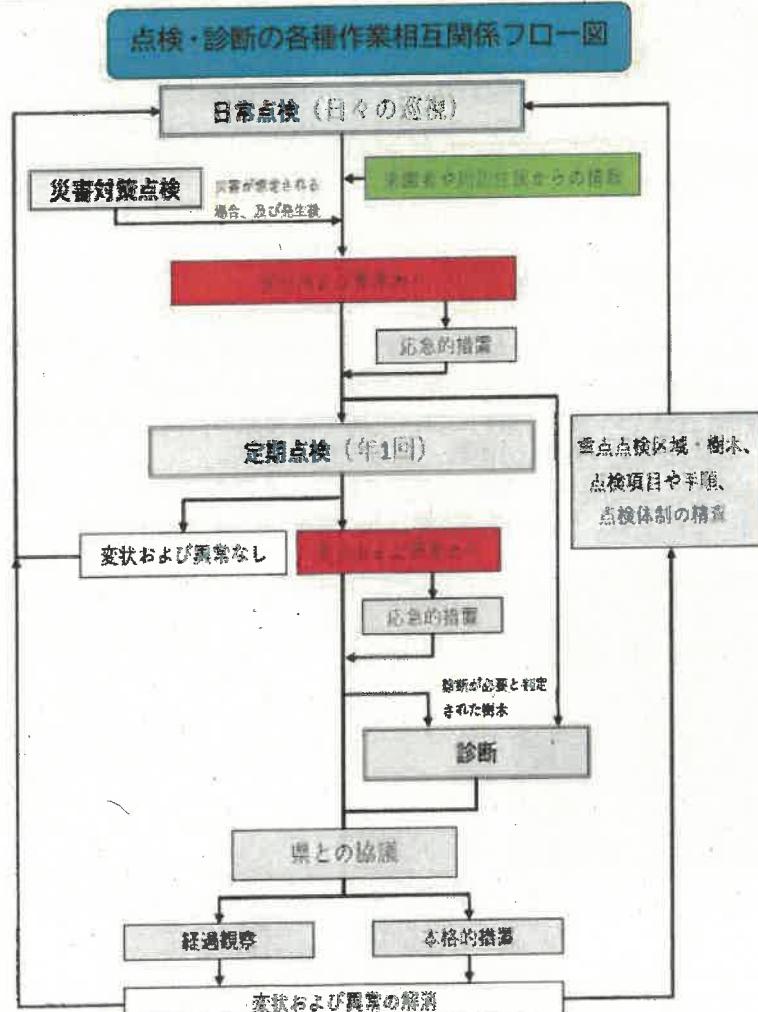
[4 (10) 植栽の管理]

ア 造園保守管理業務の基本方針

①来園者が安心・安全で過ごせる公園

来園者、近隣住民や公園周辺を訪れる方たちの安全確保を最優先事項として、国土交通省の「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針」を参考に維持管理を行っていきます。作業時には一級造園技能士を配置し、適切に管理します。また、作業実務者においては、作業時に必要な資格・特別教育などを所得している職員を配置し、作業時の安全管理も徹底して業務にあたります。

点検の種類	頻度	内容
日常点検	日常管理内	巡視による目視確認
定期点検	年に1回程度	樹木の触診等
診断	適宜	技能士、樹木医等専門家による調査
災害対応点検	台風等の災害発生前後	巡視による目視確認



②四季の彩を体感できる環境整備

あやめ池公園では春のフジに始まり、6月のハナショウブ、スイレン、晩夏にはタマノカシマザンなど季節ごとの見どころとなる花が定着しています。花の少ない冬にはイルミネーションを実施して見どころとしています。

あやめ池公園内の散策道のシェードガーデン、浅津エリアのバタフライガーデンでは宿根草を中心に植栽し、年間を通して四季折々の花を見ていただけるよう努めます。

今指定管理期間では、あやめ池公園でのアヤメの増殖、南谷エリアに桜を植栽するほか、浅津エリアでは湯梨浜町と連携して花の散策ルートをつくるなど、更なる見どころの充実に取り組んで行きます。

	春			夏			秋			冬		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
藤津		桜	フジ アヤメ ガリバタ	花菖蒲 スイレン サツキ アジサイ						イルミネーション		
南谷・浅津		ナミズキ 桜					サルスベリ		彼岸花			
あやめ池 シェードガーデン	クリスマスローズ、スイセンなど		アジュガ、ミヤコワスレなど	ナルコユリ、ギボウシなど		タノカチソウ	ヤブラン・秋明菊、ホトトギスなど			ツワブキ		
バタフライ ガーデン		スイセン		ラベンダー、ワトソニア、ベンステモンなど	ブッダレア、エキナセア、トウテイラン、バーベナなど		フジバカマ、ハギ、ツルバキアなど					

③樹木植栽の点検・管理方針の検討

開園から50年近くが経過し、園内樹木のなかには根詰まり等による生育不良、根上がりにより周辺の通行に支障をきたす恐れのあるものも出てきています。

今指定管理期間において、園内樹木について樹木医を交えた総点検を実施し、今後の育成の方針を定め、必要に応じて樹木の更新・整理を行います。

また近年の温暖化による高温、東郷池湖面上昇による環境変化により、生育に支障が受けられる樹種については、鳥取県と協議の上、段階的な更新を行います。



イ 造園保守管理業務の具体的な方法

参照（別添資料3）東郷湖羽合臨海公園東郷池北エリア植栽管理計画工程表

①芝生維持管理

東郷湖羽合臨海公園には広大な芝地があり、家族で遊びに来られる方、散歩や散策利用される方またはサッカーなどスポーツでの利用をされる方など様々な目的で利用されます。利用者にとって憩いの場でもある芝地をいつまでもきれいで安心安全で利用できる環境になるよう(株)チュウブ グリーン研究所と連携し、効率的、効果的に芝生の管理を行います。

(株)チュウブ グリーン研究所

芝草専門の研究所として県内外のスポーツ施設・ゴルフ場・施設緑地帯の調査、報告、提案を行う機関です。



a) 剪りこみ作業

作業計画に基づき、芝生の生育状況などを確認しながら行い、利用者が気持ちよく、またくつろげる場所となるよう、管理を行う。自社保有の専門機械を使用し、効率化・効果的に作業を行う。



【大型芝刈り機での作業状況】



【芝生肩掛け作業】



【手押し式芝刈り機作業】

また、さらに省力化を進めるためにロボット芝刈り機を導入します。

予定箇所：あやめスポーツセンタースポーツ広場、もしくは南谷多目的広場



【自動芝刈り機イメージ】

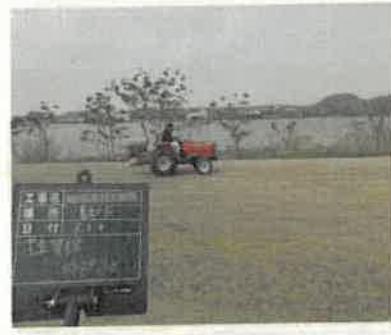
b) 病害虫防除

適期の防除により、その発生は未然に防ぐことができるため、作業計画に加え日々の巡視により作業を行う。また、気候や環境の変化により、害虫や病斑の兆候が見られた場合、迅速に対応します。



c) 芝生施肥

年2回の施肥散布を計画しています。芝生の状況を確認しつつ適切に管理を行います。



d) 芝草内除草

除草については薬剤散布及び人力除草を併用して管理していきます。雑草の状況にもよりますができるだけ薬剤の使用量の軽減に努めます。人力除草については年1回計画しています。



e) 目土散布

芝生の生育状況、利用頻度に応じて目土散布を行います。均一に散布できるように目砂散布機を使用して行います。



【人力目砂散布】



【乗用目砂散布機】



【目砂擦り込み作業】

f) 芝生更新作業

芝生の生育状況を確認、また、チュウブグリーン研究所の意見も聞きながらバーチカル作業やエアレーション作業など適切な処置を行い良好な状態で管理します。



g) 芝生灌水

夏場を中心に灌水を行い、芝生の養生に努めます。



②樹木管理

周辺環境と調和する公園づくりをすすめます。

当公園は東郷池を一望できるすばらしい景観にあり、その景観と調和した樹木管理を行うよう心がけて管理を行ってきました。引き続き、職員一同が技術力のさらなる向上に努め、景観の向上に寄与していきます。

a) 剪定

・低木剪定

花木については花後に刈込を行い、来年以降の開花に備えます。防犯対策としてもあまり大きくなりすぎないように適宜に切り戻しを行います。

・中木剪定

自然樹形での管理を行います。強剪定は原則行いません。

・高木剪定

自然樹形での管理を行っていくため、弱剪定として行います。強剪定は原則行いません。



【クロマツ剪定】



【低木刈込】



【高木剪定】

b) 樹木施肥

夏季と冬季で年2回施肥工を行い、樹木の生育を促進していきます。



c) 病害虫防除

予防的な薬剤散布は行わず、害虫や病気の発生などあれば、仕様書に沿って適切に対応します。



③樹林地管理

広大にある樹林地について園路整備やタマノカンザシなど植物を整備し、維持管理を行ってきました。引き続き、ウォーキングや散策される方など多くいらっしゃいますので安全管理に注意しながら清掃、除草や植物の管理に力を入れていきます。

しかし、環境に合わせず生育状況が良くない植物もあるため、配置の整理・新たな樹種も加えて季節の花や緑を楽しめる環境づくりに努めます。



【樹林地人力除草】



【乗用草刈機】



【植え込み人力除草】



【清掃状況】



【肩掛け式除草状況】

④ハナショウブの管理

あやめ池公園のハナショウブは県内外の多くの方から注目され開花時期には毎年楽しみにして来園される方が多数いらっしゃいます。

仕様に沿って確実に管理していき、多くの方に楽しんでいただけるよう管理します。



a) 施肥



b) 植え替え・捕植



【掘り取り・客土鋤取り】

【土壤改良】

【補植状況】

【植付】

c) 人力除草



d) 病害虫防除



e) 株分け作業



⑤藤棚の管理

公園内にある藤棚も開花時期に多くの方に楽しんでいただけるようになりました。
引き続き、ハナショウブと同様に公園の名所として楽しんでいただけるように管理していきます。



【フジ開花状況】



【剪定】



【花切り】



【花切誘引作業】

⑥花壇管理

あやめ池公園駐車場などの花壇については、四季を感じていただけるよう管理していくます。



【土壤改良】



【植付状況】



⑦剪定枝、刈草、落葉等の植物管理発生物のリサイクル

樹木管理の中で発生する剪定クズは、可能な限りチップ化、または、堆肥化しリサイクルに努めます。処分が必要な場合は適切に処理致します。

- ・剪定くず等のチップ化を実施
- ・チップ化処理の場合は、マルチング材等として活用
- ・園路の凹凸の解消に敷均し



【枝葉チップ化】



【チップ敷均し状況】



【堆肥化作業】

ウ 公園の美化及び魅力ある公園づくり

① ハナショウブの管理

毎年楽しみにされている方も多いハナショウブについては仕様に沿って育成管理を継続していきますが、冠水する期間が長く生育に支障がある箇所については、水辺を好む近似種のカキツバタの植栽を試みます。



【カキツバタ】

②アヤメの植栽

「あやめ池公園」という名前のため、別の種で開花期も異なる「アヤメ」と「ハナショウブ」を混同される方が多いという現状があります。「ハナショウブ」をメインの花として維持を行いながら、公園の名前になってる「アヤメ」も見て頂けるよう整備します。

「アヤメ」は例年5月上旬に開花するため、4月下旬～5月初めに見どころになる「フジ」とともに連休の見どころとして期待ができ、5月下旬～6月中旬の「ハナショウブ」の開花へと連続してご覧いただけます。



③樹林地の再整備

樹林地にはタマノカンザシやクリスマスローズ、ヤブランなど日陰でも比較的生育する宿根草を中心にシェードガーデンを整備してきました。環境に合わせて生育が進まない植物もあるため、配置を整理し、新規の植物も加えて木陰で季節の花や緑を楽しめる空間づくりを行います。

タマノカンザシ、ギボウシ、クリスマスローズ、アジュガ、ナルコユリ等は生育が良好ですので、引き続き管理していきます。

新たにアジサイ、スイセン、シャガ、ミヤコワスレなどを植栽し整備していきます。



④スポーツセンター入口付近の植栽整備

あやめ池スポーツセンターの入口道路沿いの樹林地斜面に宿根草や「バタフライガーデン」で植栽している植物を植えて、訪れる方々に季節感を演出します。



【あやめ池スポーツセンター入口付近】



【バタフライガーデン】

⑤浅津地区公園内 花木の散策路の整備

湯梨浜町では東郷池周囲の沿道に花を植栽し、湖周を利用したウォーキングなどの際の楽しみを加える取り組みが行われています。その取り組みに参画し、浅津地区園内の園路沿いに花木を植栽し、花を楽しみながら歩ける園路とします。

詳細については湯梨浜町、東郷池・未来創造会議での協議において決定します。

⑥ 桜の植栽

潮風や病気に強い環境に適した桜の品種を植樹し、桜の名所になっていくよう整備していきます。候補として、「神代曙」、「河津桜」などを検討しています。



【神代曙 開花時期：4月上旬頃】



【河津桜 開花時期：3月上旬頃】

⑦ 園内樹木の点検・更新

園内樹木について樹木医を交えた総点検を実施し、生育不良の樹木、値上がり等により周囲の通行に支障をきたしている樹木の更新・整理を行います。

近年の温暖化による高温、東郷池湖面上昇による環境変化により、生育に支障が見受けられる樹種については段階的な更新を検討します。

⑧ あやめ池公園イルミネーション

平成18年から冬季にも楽しんで頂くためにイルミネーションを設置してきました。
多くの方より好評をいただいており、継続して実施していきます。



⑬臨海公園内の施設設備を正常に保持し、適正な利用に供するための業務

[4 (11) 施設の修繕]

- ・安全・安心で快適な施設環境を維持するため、職員による安全点検と、専門業者による定期点検により、状況の把握に努めます。修繕の必要な場合は、利用頻度や安全性等を考慮し、計画的に修繕を行います。1件50万円以上の見積となる案件については、県に要望・協議の上、適切な更新・修繕を行えるように努めます。
- ・職員で対応できるものは、自主で修繕を行い管理経費の削減に努めます。
- ・利用者の利便性・快適性の向上につなげる意識を常に持って、積極的に修繕・更新を検討します。

(3) 外部委託の発注予定

ア 外部委託の考え方

専門又は特殊技術を必要とするもの等業務の性質上職員で処理することが困難な業務及び外部委託により処理することが業務の質を高め、又は経費の効率化が期待できる業務については、外部委託により行います。また、委託先の選定方法については、鳥取県観光事業団財務規程に定めるところにより、複数年契約や指名入札等により効率的な執行に努めます。

施設設備の長寿命化の観点から、下記業務の保守点検を専門業者に新たに委託することを検討します。

- ・スポーツセンター空調機器メンテナンス業務
- ・カヌー艇庫シャッター定期保守業務
- ・アリーナ換気扇点検業務

イ 外部委託の業務内容

内 容	期 間	金額 (実績額)	発注先	選定方法	理由
施設警備業務	5年	未定	県内	指名競争	
清掃業務	5年	未定	県内	指名競争	
自家用電気工作物保安業務	5年	未定	県内	随意	
消防設備保守点検業務	5年	未定	県内	指名競争	
防球ネット保守点検業務	5年	未定	県内	随意	
トレーニング機器の安全点検	1年	未定	県内	指名競争	
スケートパークセクション保守点検	1年	未定	県外	随意	県内で実施できる業者がない
遊具保守点検	1年	未定	県内外	指名競争	資格を有する業者が県内にない
園内除草業務	1年	未定	県内	随意	
施設及び設備の修繕業務	1年	未定	県内	随意	
園内看板製作業務	1年	未定	県内	随意	
外部委託イベント・外部講師	1年	未定	県内外	随意	

ウ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

湯梨浜シルバー人材センターには園内の除草作業を発注します。

(4) 地域の方々が公園の美化・管理に参加できる仕組みづくり

公園管理については、これまで地元の方の雇用、シルバー人材センターの活用を積極的に行っていますが、日頃公園を利用する方、地域の方々に公園の管理に参加していただく仕組みをつくり、公園の美化、景観の向上につなげるとともに、「みんなでつくる公園」として、多くの方に愛着を持って利用いただける環境づくりを行います。

ア 除草・植栽ボランティアの募集

公園内の除草・植栽作業に参加していただく除草・ボランティアを募集し運営します。ボランティア活動として実施していただくことで、美化意識の向上や公園への愛着が高まるなどを期待します。

(実施内容)

4月～11月の月1回の活動で、公園内の除草作業、花がら摘み、切り戻し、落葉かきなどをしていただきます。観光事業団管理施設のとつとり花回廊における「除草ボランティア」の活動実績を参考に運営します。

用具は原則公園側で準備し、活動中は職員も随行し、作業内容や範囲の指定、休憩等参加者の体調管理を行います。

基本的には公募による登録制としますが、当日参加、団体でのスポット参加の受け入れも検討します

イ 臨海公園アダプトの募集

自治体で実施されている、参加する地域の皆さんに公園の維持活動を行っていただき、その活動を支援するアダプトプログラムの公園版を立ち上げます。公園の清掃や 除草などをボランティア活動として実施していただくことで、美化意識の向上や公園への愛着が高まるなどを期待します。



(概要)

募集範囲：日頃公園施設を利用している5名以上のグループ・団体
年2回以上活動できることを条件とする。

活動内容：公園内の除草、清掃、落葉の回収等

支援内容：ゴミ袋等用具の提供、草の回収、ボランティア保険への加入
活動した日の施設利用料を減免

ウ) 樹木管理作業の体験・研修の受け入れ

産業人材育成センターの実習や、インターンの受け入れなど、造園関係の仕事を目指して日々、勉強されている方に、実際の現場での作業ができる環境を提供できるよう検討します。剪定などの経験を積む場が少ないとの声も聞きますので検討していきます。